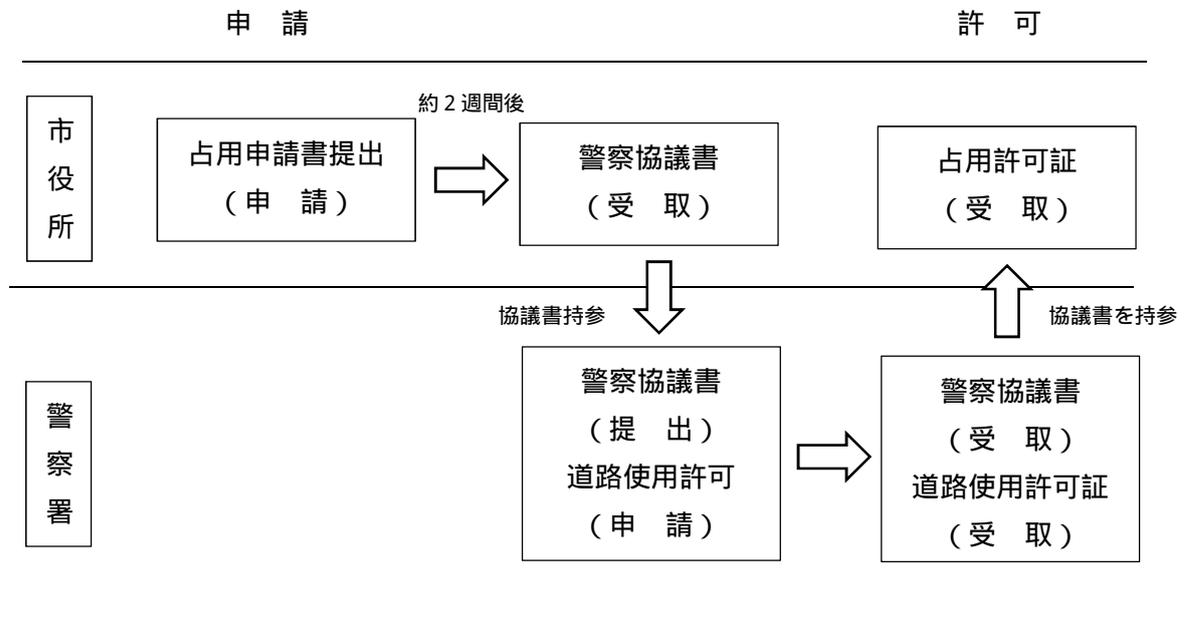


## 道路占用許可・法定外公共物等占用許可申請の流れ

申請から許可までは、時間を要しますので余裕を持った申請をお願いします。

### 道路 占 用 の 場 合



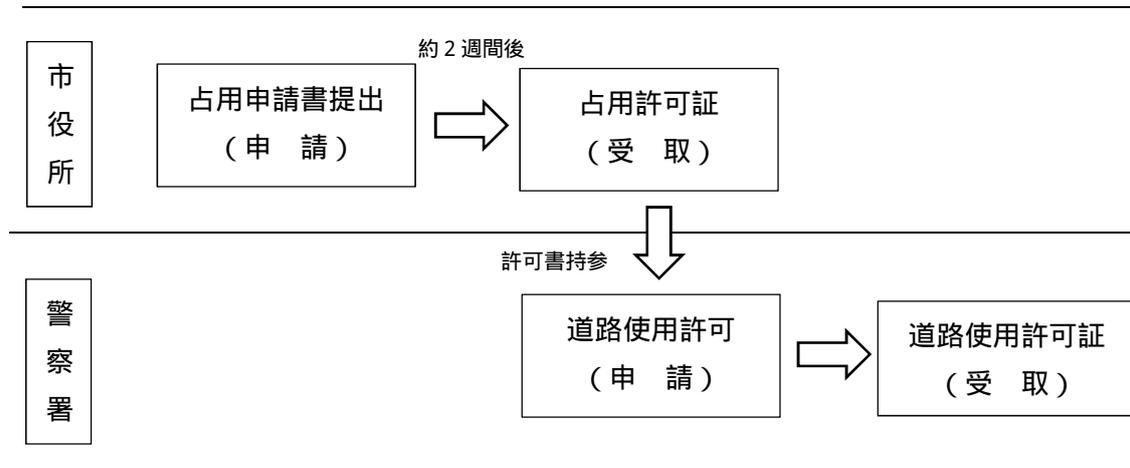
- 1 市役所に申請書を提出する。
- 2 約2週間後、市役所で警察協議書を受取る。  
( 上記期間には、審査後の意見調整期間は含みません。)
- 3 警察協議書を警察署に持参し、警察協議書の提出及び道路使用許可の申請をする。
- 4 警察署で警察協議書及び道路使用許可証を受取る。
- 5 警察署で発行された警察協議書を市役所に持参し、占用許可証を受取る。

裏面につづく

## 法定外公共物等占用の場合

申請

許可



- 1 市役所に占用申請書を提出する。
- 2 約2週間後、市役所で占用許可証を受取る。  
( 上記期間には、審査後の意見調整期間は含みません。)
- 3 占用許可書を警察署に持参し、道路使用許可の申請をする。
- 4 警察署で道路使用許可証を受取る。